

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの  
(仙台市)

特定行政庁	対象建築物	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
仙台市	木造で一戸建て住宅(併用住宅含む)、長屋、共同住宅 上記以外の木造で地階を除く階数が3以上のもの	軸組工法	建方 柱、土台、筋かい、はり等の軸組の緊結を完了する工程	床、壁及び天井を設置して軸組を覆う工程	
		枠組工法	建方 小屋組を完了する工程	屋内側の壁又は天井を設置して枠組を覆う工程	
	法6条第1項第一号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、地階を除く階数が3以上のもの	法7条の3第1項第一号の工程を含む工事に係るもの以外			
		RC・WRC・補強CB・SRC・プレキャストRC (地上2階の床版に現場打コンクリートを使用)・組積造	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
			建方	地上2階の床版及びその直下の部材に鉄筋を配置する工程	当該床版及び部材に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
		プレキャストRC造(地上2階の床版に現場打コンクリートを使用しない)	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
			建方	地上2階の床版の取付けを完了する工程	当該床版と壁等との接合部を覆う工程
		S造	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
			建方	地上2階の床版を現場打コンクリート等で造る場合	当該床版に鉄筋を配置する工程 当該床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程又は当該床版を支持する構造耐力上主要な部材の接合部を覆う工程
				上記以外	地上2階の床版の設置を完了する工程
		法7条の3第1項第一号の工程を含む工事に係るもの			
		RC・SRC造など	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
	令39条に第3項に規定する特定天井を有する建築物  法6条第1項第一号に掲げる建築物で、新築等に係る部分の居室における一の天井の水平投影面積が500㎡を超え、かつ天井のふところの最大高さが1.5m以上であるもの  地階を除く階数が3以上の建築物	法7条の3第1項第一号の工程を含む工事に係るもの以外			
		RC・WRC・補強CB・SRC・プレキャストRC (地上2階の床版に現場打コンクリートを使用)・組積造	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
			建方	地上2階の床版及びその直下の部材に鉄筋を配置する工程	当該床版及び部材に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
			天井	天井の下地工事が完了する工程	当該天井を設置して軽量鉄骨下地等を覆う工程
		プレキャストRC造(地上2階の床版に現場打コンクリートを使用しない)	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
			建方	地上2階の床版の取付けを完了する工程	当該床版と壁等との接合部を覆う工程
			天井	天井の下地工事が完了する工程	当該天井を設置して軽量鉄骨下地等を覆う工程
		S造	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程
建方			地上2階の床版を現場打コンクリート等で造る場合	当該床版に鉄筋を配置する工程 当該床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程又は当該床版を支持する構造耐力上主要な部材の接合部を覆う工程	
			上記以外	地上2階の床版の設置を完了する工程	地上2階の床版、はり、地上1階の柱又は斜材の接合部を覆う工程
天井	天井の下地工事が完了する工程		当該天井を設置して軽量鉄骨下地等を覆う工程		
法7条の3第1項第一号の工程を含む工事に係るもの					
RC・SRC造など	基礎	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工程		
	天井	天井の下地工事が完了する工程	当該天井を設置して軽量鉄骨下地等を覆う工程		
上記以外	全ての構造	天井の下地工事が完了する工程	当該天井を設置して軽量鉄骨下地等を覆う工程		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造種別は、当該建築物の地上1階部分の主要な構造の種別によりこの表を適用する。</li> <li>特定工程において工区を複数に分けた場合、全ての工区を中間検査対象とする。</li> </ul>				

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

## ■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	H19.6.20～

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(仙台市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
仙台市	新築 増築 改築  (一) 一戸建ての住宅(併用住宅含む)、長屋、共同住宅で木造(建築物の構造耐力上主要な部分のうち、軸組工法にあっては柱、土台及びはりの大部分を、枠組壁工法にあっては耐力壁及び床枠組の大部分を木造とするものに限る。以下同じ)のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物</li> <li>法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物</li> <li>法第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物</li> <li>新築・増築・改築に係る部分の床面積の合計が50㎡以下のもの*</li> <li>品確法第3条第1項に規定する評価方法基準による建設住宅性能評価を受けるもの*</li> <li>免震構造(平12建告2009に適合)又は丸太組構法(平14国交告411に適合)を用いるもの*</li> </ul> <p>* (四)(五)の建物に該当する場合を除く</p>	なし
	(二) 木造の建築物で新築・増築・改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの (三) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のものうち、新築・増築・改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの (四) 令39条第3項に規定する特定天井を有する建築物 (五) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で、新築・増築・改築に係る部分の居室における一の天井の水平投影面積が500㎡を超え、かつ、当該天井のふところの最大の高さが1.5m以上であるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物</li> <li>法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物</li> <li>法第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物</li> </ul>	

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。